

2020年 7月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020年8月15日より、現在のオートオークション規約を車両形状別に分けた新たな規約に変更し運営を開始するとともに、バイクオークション規約・アライ建機規約につきましても内容の一部を改定し、運営を行います。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2020年 8月 15日

内 容

【規約改定】

1. オートオークション規約

- (1) 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規定 第4条(違法車両処理基準)
5. メーター改ざん車両の扱いについての内容を改定
- (2) 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規定 第7条(トラック専用クレーム処理細目)誤記入⑳タコグラフメーター装着車の記載漏れを削除
- (3) 車両形状別による専用規約の設定
 - ①アライオートオークション規約(乗用/商用バン)
 - ②アライオートオークション規約(トラック・バス)
- (4) 車両区分呼称の改定
 - ①小型 ⇒ 「乗用/商用バン」に改定
 - ②中Ⅰ ⇒ 「小型トラック」に改定
 - ③中Ⅱ ⇒ 「中型トラック」に改定

2. バイクオークション規約

(1) 第六章 出品 第26条(出品) 1項の改定

(2) 第十一章 契約の解除

① 第42条(重大な瑕疵と契約解除)の改定

② 第43条(通常の瑕疵と契約解除)及び1項の改定
4項の新設

3. アライ建機オークション規約

(1) IV. 出品規定 ① 1. 取引条件 (9)号の改定

② 2. 出品申込方法 (7)号の改定

(2) V. 落札規定 1. 取引条件 (2)、(7)号の改定

(3) VI. 契約の解除 3. 出品機械・車両の所有に関する疑義の改定及び(2)号の新設

(4) VII. 紛争の処理 1. 紛争の処理の改定

(5) VIII. 雑則 ① 1. 免責 (2)号の改定

② 2. 賠償責任 (6)号の改定

1. 【オークション規約】

(1) 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定（クレーム）規定 第4条（違法車両処理基準） 「5. メーター改ざん車両の扱いについて」内容を改定

《現在》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由を明確に記載する事を基本とします。また、書類等で、現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載することとします。改ざん理由の無明記、明確な理由の無い改ざん車両の出品に関しては、走行不明車両同様、書類等での立証により、オークション開催日より14日以内であれば、落札者は、当該車両をキャンセルする事ができます。但し、その際のキャンセルは、ノーペナルティ（落札者も同意の上での落札とみなす）とし、陸送費は出品者負担、実費に関しては落札者負担とします。

↓

《改定後》

何らかの理由で、やむを得ずメーター改ざん車両を仕入し、出品する場合は、その改ざん理由を明確に記載する事を基本とする。また、書類等で、現車の現メーターより明らかな過去の最長距離数が確認できる改ざん車両に関しては、その時の最長距離数を明確に記載することとする。

(2) 第十一章の〔Ⅱ〕 第7条（クレーム処理細目）トラック専用クレーム処理細目 誤記入枠⑩「タコグラフメーター装着車の記載漏れ」項目の削除

《現在》

トラック専用 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
入記誤	⑩タコグラフメーター装着車の記載漏れ	7日	7日	—	7日	7日	7日	原則としてキャンセル対応、 キャンセル時ペナルティ30,000円+実費

↓

《改定後》

削除

2. 【バイクオークション規約】

(1) 第六章 出品 第26条 (出品) 1項の改定

《現在》

1 会員はアライAAに車両の出品をするに際し、車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、瑕疵の程度を誠実に申告するものとします。

但し、アライAAが運営を円滑に行う為に必要があるときは、出品車両を台数・年式・型式・金額等によって制限することができるものとします。

↓

《改定後》

1 会員はアライAAに車両の出品をするに際し、車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、瑕疵（「瑕疵」とは、当該車両が通常備えているべき性能等を備えていないことをいいます。以下同じです。）の程度を誠実に申告するものとします。

但し、アライAAが運営を円滑に行う為に必要があるときは、出品車両を台数・年式・型式・金額等によって制限することができるものとします。

(2) 第十一章 契約の解除 ① 第42条 (重大な瑕疵と契約解除) 及び1項改定

《現在》

第42条 (重大な瑕疵と契約解除)

↓

《改定後》

第42条 (重大な契約不適合による契約解除)

(2) 第十一章 契約の解除 ② 第43条 (通常の瑕疵と契約解除) 及び1項の改定ならびに4項の新設

《現在》

第43条 (通常の瑕疵と契約解除)

1 落札車両に前条以外の瑕疵が存したとき、または、出品申込書の記載事項と成約車両の品質が相違するときは、落札者はクレーム細目表に基づいた各クレーム内容に対する期限内に限り、売買契約の解除または売買代金減額の請求をできるものとします。尚、第42条同様にアライAAの各会場が指定する特定地域については期日を適宜延長するものとします。

↓

《改定後》

第43条 (その他の契約不適合による契約解除等)

1 落札車両に前条以外の瑕疵が存したとき(但し、裁定(クレーム)規程によりノークレームとなるものを除きます。)、または、出品申込書の記載事項と成約車両の品質が相違するときは、落札者はクレーム細目表に基づ

いた各クレーム内容に対する期限内に限り、売買契約の解除、売買代金減額の請求または追完請求をすることができ、それ以外の場合には契約に適合しないものがあっても一切売買契約の解除も売買代金減額の請求も追完請求も損害賠償請求もすることができないものとします。尚、第 42条同様にアライAAの各会場が指定する特定地域については期日を適宜延長するものとします。

4 項の新設

- 4 出品者及び落札者は、アライAAのオークション取引に関して生じた紛争については、本規約の定めに従って解決しなければならず、アライAAや当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

3. 【アライ建機オークション規約】

(1) IV. 出品規定 ① 1. 取引条件 (9)号の改定

《現在》

- (9) 当社が出品者の出品した機械・車両（以下「出品機械・出品車両」と称します）を査定（出品検査）する時及び出品機械・出品車両の移動時や展示時において、時間経過、気候変化等により出品車両・出品機械に瑕疵の増加・進行や新たな不具合が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとし、その修理・対応費用については出品者が負担するものとします。

↓

《改定後》

- (9) 当社が出品者の出品した機械・車両（以下「出品機械・出品車両」と称します）を査定（出品検査）する時及び出品機械・出品車両の移動時や展示時において、時間経過、気候変化等により出品車両・出品機械に不具合の増加・進行や新たな不具合が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとし、その修理・対応費用については出品者が負担するものとします。

(1) IV. 出品規定 ② 2. 出品申込方法 (7)号の改定

《現在》

- (7) 当社による出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社により出品不可と判断された場合は、当社は出品者に報告後、出品者の依頼により、出品機械・出品車両を出品可能にするための修理を代行し、請け負えるものとします。この修理に関わる費用等はオークション計算書にて出品者に請求するものとします。また、この修理による瑕疵や、当該修理を要因とした新たな瑕疵の発生への責任は、当社は一切負わないものとします。なお、当該機械・当該車両の状態などから、修理費用が高額となると当社が判断した場合、当社はその修理を拒否できるものとします。

↓

《改定後》

- (7) 当社による出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社により出品不可と判断された場合は、当社は出品者に報告後、出品者の依頼により、出品機械・出品車両を出品可能にするための修理を代行し、請け負えるものとします。この修理に関わる費用等はオークション計算書にて出品者に請求するものとします。また、この修理に**関して一切の責任（瑕疵担保責任や契約不適合責任を含み、これらに限られません。）**を、負わないものとします。なお、当該機械・当該車両の状態などから、修理費用が高額となると当社が判断した場合、当社はその修理を拒否できるものとします。

(2) V. 落札規定 1. 取引条件 (2)号の改定

《現在》

- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械・出品車両の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その瑕疵についても責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票を優先します。

↓

《改定後》

- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械・出品車両の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その**記載内容に不適合・不一致が存在した場合**についても**一切責任を負わないもの**とします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票を優先します。

(2) V. 落札規定 1. 取引条件 (7)号の改定

《現在》

- (7) 前号の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとし、当社の管理責任は自己の物と同一とします。また、期限を超過した場合、落札機械・落札車両について、時間経過、気候変動による瑕疵の進行、増加や新たな不具合が発生しても、その現状復帰のための修理費用については、落札者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

※別紙参照



《改定後》

- (7) 前号の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとし、当社の管理責任は自己の物と同一とします。また、期限を超過した場合、落札機械・落札車両について、時間経過、気候変動による不具合の進行、増加や新たな不具合が発生しても、その現状復帰のための修理費用については、落札者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

※別紙参照

(3) VI. 契約の解除 3. 出品機械・車両の所有に関する疑義の改定及び(2)号の新設

《現在》

3. 出品機械・車両の所有に関する疑義



《改定後》

3. 出品機械・車両の所有に関する疑義等

《新 設》

- (2) 売買契約の解除、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び追完請求は、本規約に規定する場合に限って認められるものとし、それ以外の場合(民法上の契約不適合責任を含み、それに限られません。)は認められないものとします。

(4) VII. 紛争の処理 1. 紛争の処理の改定

《現在》

1. 紛争の処理

オークションの運営及び本規約に関して、会員間に生じた争いについては、当社が、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができるものとします。その場合、当事者双方は、当社の判断に無条件で従うものとします。

また、当社の裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、当社を紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を解決するものとします。



《改定後》

1. 紛争の処理

オークションの運営及び本規約に関して、会員間に生じた争いについては、当社が、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができるものとします。その場合、当事者双方は、当社の判断に無条件で従うものとします。

また、当社の裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、当社を紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を

解決するものとします。

出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならず、当社や当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

(5) Ⅷ.雑則 1.免責 (2)号の改定

《現在》

- (2) 通信機器、通信回線、プログラム等の障害又は瑕疵等によるオークションの開催中断・遅延・実施不能。

↓

《改定後》

- (2) 通信機器、通信回線、プログラム等の障害又は**不具合等**によるオークションの開催中断・遅延・実施不能。

(5) Ⅷ.雑則 2.賠償責任 号の改定

《現在》

- (6) 前3号にかかわらず、放置機械・放置車両等正当な手続きのない機械・車両や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や時間経過・気候変動を要因とした瑕疵など、当社の責任が認められない事由により発生した瑕疵や損傷は、当社は保証の対象としないものとします。

↓

《改定後》

- (6) 前3号にかかわらず、放置機械・放置車両等正当な手続きのない機械・車両や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や時間経過・気候変動を要因とした**不具合**など、当社の責任が認められない事由により発生した瑕疵や損傷は、当社は保証の対象としないものとします。

以上

